

平成 27 年 4 月 20 日

第 4 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 1 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 7 年 4 月 2 0 日 (月)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	2 5	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2 6	農地法第 5 条許可申請について
4	2 7	農用地利用集積計画の調整について
5	2 8	農業委員の辞任の申し出による同意について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4 月 2 0 日	午前 9 時 0 0 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 5 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	禰 占 通 男	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)
7番 禰占 通男 (議会)
8番 城森 史明 (共済)
11番 俵積田 義信 (公選)
12番 瀬戸口 勇市 (公選)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長 駒 水 孝 広
農地係参事補 前 原 光 博

議長 平成 27 年第 4 回農業委員会を本日招集致しましたところ、出席委員 8 名で在任委員の過半数の出席であり、定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

5 番中原委員、9 番桑原委員をお願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 25 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 7 号は所有権移転による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

全体の解約面積は田が 2 筆で 423 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 7 号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号、農地法第 5 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件で、所有権の移転に関する申請が 1 件、使用貸借権の設定に関する申請が 1 件です。

整理番号 15 号

整理番号 15 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，204 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在実弟の家に借家住まいなので，申請地に住宅を新築するため。」とのことです。

申請地は 4 ページに掲載してあります。

〇〇保育園から北西約 50m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 204 m²で問題ないものと思われれます。

申請地の南側は市道，その他周囲は宅地です。

造成は，現状のままで整地のみです。

境界には，ブロック積みが施してあり，周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については，自然流下及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ 5m の平屋であり，隣接農地もなく，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われれます。

続きまして，整理番号 16 号

整理番号 16 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，223 m²です。

借人は〇〇〇〇さん，団体職員です。

貸人は〇〇〇〇さん，社会福祉施設の法人職員です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在，借家住まいなので，申請地に居宅を新築して移転したいため。」とのことです。

申請地は，6 ページに掲載してあります。

〇〇中学校より南西約 120m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m 以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

代替地も検討しましたが，適地がみつからずにやむ得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われれます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。
計画面積は 223 m²で問題ないものと思われま

す。
なお、本申請は転用面積 223 m²の外、隣接の〇〇番〇の雑種地、及び〇〇番・
〇〇番〇の宅地に、一体的に利用するものです。

申請地の北側は市道、西側及び南側は畑、東側は雑種地です。

一般住宅転用にあたり、現状のまま、整地のみで、西側及び南側農地境界には、
ブロック塀を施し周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さ 5.6mの平屋であり、西側農地境界より 1.5m以上控えて建築し、
生活排水は合併浄化槽で処理後北側道路側溝に排水する計画です。また、南側に
譲渡人所有農地及び近隣住宅があり、そのため申請地東側に通路を確保する予定
です。

雨水についても、自然流下及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではな
いかと思われま

す。
以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 15 号については、桑原委員

整理番号 16 号については、俵積田広昭委員をお願いします。

9 番（桑原委員）整理番号 15 号、16 号については 4 月の 10 日、事務局の前原さん、
俵積田広昭委員、私と現地調査行いました。

整理番号 15 号について報告いたします。

申請地は〇〇町の〇〇保育園の北西側に位置し、第 3 種農地で、都市計画用途
地域内農地です。

転用目的は一般住宅です。

南側は市道、西・北・東側は住宅です。

住宅は市道から約 4.5m控えて建築する計画で、周囲はブロック塀で囲まれて
る状況です。

汚水、生活雑排水については下水道処理、雨水については南側市道側溝へ排出
するということで、やむを得ない申請かと思われま

す。
以上です。

10 番（俵積田広昭委員）整理番号 16 号について報告します。

申請地は〇〇町北側に位置する小集団の農地です。

〇〇中学校より南西約 120mに位置しています。

申請地東側の市道沿いは住宅建設された土地が多く見受けられました。

転用目的は一般住宅です。

申請地の東側は宅地、北側は市道、西側及び南側は農地です。

農地境はブロック塀を設置し、土砂雨水が流出しないよう設置するとのこと
です。

建物は高さ 5.6mの平屋であり、隣地境から 1.5m程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。雨水排水は北側側溝へ排水するとのことです。

南側農地及び住宅への通路の東側に確保する計画です。

そのほか、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 15 号及び 16 号については、事務局の説明及び、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 4 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

まず、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 59 号から 75 号まで、及び所有権移転ついて、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 4 号議案第 27 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 7 ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 59 号から 75 号までの利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 15 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 28 名で設定面積は畑が 56 筆で 45,731 m²、でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転でございます。議案書は 9 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 3 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 1 筆で、2,530 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号59号から75号まで、及び所有権移転の整理番号3号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号のうち、利用権設定の整理番号59号から75号まで、及び所有権移転の整理番号3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第27号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、5月10日を目途に要請してまいります。

次に日程第5号、農業委員の辞任の申し出による同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 議案28号、農業委員の辞任の申し出による同意についての説明を申し上げます。

今回禰占委員から平成27年4月30日をもって農業委員を辞退したいので、同意を願いたいという旨の申し出がありました。

辞任については農業委員会に関する法律第16条によりまして、農業委員会の同意が必要であります。

今回議案として提出したところであります。

ご審議の方よろしくお願いします。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

9番(桑原委員) この場合は市の議員の推薦であつたわけでしょう。

議員であつてはい辞めますというわけいくとけ。

事務局 本人がですね、次のときに委員会を今の委員会から別の委員会に変わりたいという意志がありまして、次のときは農業委員にはならないという意味で、辞任の申し出があります。

9番(桑原委員) 一応今までおつて、また選挙が今度は済んで、その中であとでまた産業委員会の中から出るということでしょう。大体今までは。

だったらその時点で変わった段階でというのはどうやったちごまいけ。

事務局 議会の方が辞職をしなければ次の人を推薦できないということで、いったん辞任辞職をして下さいということになっております。

議長 他にございませんか。

10 番（俵積田広昭委員）これ議員さんがいなくちゃならない会議なのこの農業委員会というのとは。

事務局 議会が推薦する人なら誰でもいいんです。

今までは慣習で産業構成委員長がなってるということで、今までは女性とかあったんですけどいまんところは議会がそれで出してるということで。

10 番（俵積田広昭委員）辞めるちゅうたから辞めるんでしょ。

この後に女性を入れたらどうですかと私は思うんですけど。農業委員会に。無理ですか。

事務局 その辺はこんど議会が推薦するときに女性を出してくれとこちらから要望した場合にそんなら誰がおっとかということになって、うちもいろいろ農協とかに人選したんですけど候補を出せないもんですから、農業委員女性出してくださいという要望はしますけど、そんなら誰が候補者がいるのかということであったもんですから、今回は出来ないところであります。

10 番（俵積田広昭委員）わかりました。

議長 議長が言うのもなんですけども、私も去年でしたか、去年のうちから誰か女性委員を出した方がいいといろんな新聞を見ても女性委員がいるもんですから、2、3お願いしたんだけど受け入れられなかったといういきさつもあります。

事務局 実際このこの中の話し合いで女性委員誰かという意見があればまだ今でも間に合うと思いますけど、誰かいらっしゃいませんでしょうか。

また全体協議会の方で、はい。

議長 他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、禰占委員の辞任の申し出につきましては、同意することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号禰占委員の辞任については、同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時30分閉会